

# 高活協通信(2020年9月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.genomics.org>

## ◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

### ■お知らせ

- 東京大学の産学連携研究「ジェロントロジーアカデミー」の7領域の一つである「高齢者就労・生涯現役」領域でのプログラムが開始されました。当該領域に関心のある企業が共同研究を東京大学と行うこととするとともに研究会を設置することが産学連携研究の枠組みとされています。この領域の研究は、企業の高齢者就労促進等への取り組みの開発だけでなく公的な政策への提言も行うことを前提としていることから、“「生涯現役の日」制定・普及委員会”共同事務局代表でもある岡本高活協理事長代行に研究会への参加の誘いがありました。→（「生涯現役の日」の認知度を高め高齢者の活躍を後押しするためにも、大学や企業と交流することは有益と考え、研究会への参加を承諾）
- 高活協が加盟している高齢社会 NGO 連携協議会(高連協)の総会が2020年8月25日に開催され、岡本高活協理事長代行が高連協の理事に再任されました。

高活協は会員の皆様に毎月1回「高活協通信」を配信させていただいておりますが、この通信活動を会員の皆様と高活協とのコミュニケーションの機会とさせていただきたく考えております。つきましては、皆様の意見や話題などを、配信メールへの返信にてお寄せいただけますと有難く存じます。

### ■2020年8月の主な活動

- 高活協は現在、新型コロナウイルス感染を避けるため、セミナーやシンポジウムなど人が多く集まるイベント活動を自粛しておりますが、今後は ZOOM 等を利用したオンラインでのイベントなどについて検討していきたいと考えております。
- 2020年8月5日、「高齢者就労・生涯現役」研究準備会に出席(第1回 ZOOM 会議)
- 2020年8月24日、「高齢者就労・生涯現役」研究準備会に出席(第2回 ZOOM 会議)
- 2020年8月25日、高連協役員会および高連協総会に出席(ZOOM 参加)
- 2020年8月31日、「生涯現役の日」イベント準備会議に出席(第3回 ZOOM 会議)

## ◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

- 高活協が共同事務局を務める“「生涯現役の日」制定・普及委員会”が主催する以下の記念日イベント(共催)を企画しています。(以下、再掲)

① 日時:2020年10月5日(月)午後2時より午後4時

②形態:(ZOOM等の)リモート会議システムによるWebセミナー(Webinar)

\*事前に参加登録を募り、参加者はWeb上で視聴(質問提出可)

③プログラム案

・メッセージ「新型コロナは私たちの職業生活にどのような影響を与えるか」:清家篤(前慶應義塾大学)

・第一テーマ:健康への影響と展望

鼎談:鈴木隆雄(問題提起)(桜美林大学)、斎藤正身(霞ヶ関南病院)、宮島俊彦(日薬連)

・第二テーマ:社会生活への影響と展望

鼎談:秋山弘子(問題提起)(東京大学)、澤岡詩野(ダイヤ高齢社会研究財団)、吉田俊之(NTTデータ経営研究所)

## ◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

---

会員のご希望があればご紹介記事を適宜掲載させていただく予定です。

## ◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて – トピックス◆◆◆

---

生涯現役社会は、「健康寿命」、「職業寿命」、「社会活動寿命」、「資産寿命」という4つの寿命が共に伸びる社会、つまり「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

### ■高年齢者雇用安定法の改正に係る施策内容が徐々に具体化

○70歳までの就業機会の確保のための措置(①定年廃止、②70歳までの定年延長、③70歳までの継続雇用制度、④雇用以外の措置(●70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、●70歳まで社会貢献活動に継続的に従事できる制度の導入 – のいずれか)を講じることを企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の一部改正が今年の国会で成立しました。

○この法改正を受け現在、政府の審議会で具体的な施策内容の検討が進められていますが、そのうち、「高年齢者の活躍を促進するために必要な支援策」について、その概要を次項に示します。

### ■高年齢者の活躍を促進するために必要な予算事業等を含む支援策

<事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援>

①高年齢者就業確保措置を講ずる事業主に対する助成措置や相談体制などの充実

②他社への再就職の措置に関する事業主間のマッチングを促進するための受入企業の開拓・確保の支援

③能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成

④高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築の支援等

<高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援>

- ①ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化②労働者のキャリアプランの再設計等を支援する拠点の整備
  - ③企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施等
- ＜地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援＞
- ①生涯現役促進地域連携事業による地方公共団体を中心とした協議会による取組の推進
  - ②シルバー人材センターの人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた取組の強化等

## ■高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針案(一部)

○前項で示した支援策のうち、注目したいのが「能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成」です。そこで、高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針案の該当箇所を以下に抜粋しました。

### 4 賃金・人事処遇制度の見直し

高年齢者就業確保措置を適切かつ有効に実施し、高年齢者の意欲及び能力に応じた就業の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しが必要な場合には、次の(1)から(7)までの事項に留意すること。

- (1) 年齢的要素を重視する賃金・処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に向けた見直しに努めること。この場合においては、当該制度が、制度を利用する高年齢者の就業及び生活の安定にも配慮した計画的かつ段階的なものとなるよう努めること。
- (2) 高年齢者就業確保措置において支払われる金銭については、制度を利用する高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努めること。
- (3) 短時間や隔日での就業制度など、高年齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めること。
- (4) 65歳以上継続雇用制度又は創業支援等措置を導入する場合において、契約期間を定めるときには、高年齢者就業確保措置が70歳までの就業の確保を事業主の努力義務とする制度であることに鑑み、70歳前に契約期間が終了する契約とする場合には、70歳までは契約更新ができることとし、その旨を周知するよう努めること。また、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- (5) 職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高年齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現に努めること。
- (6) 勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇について、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努めること。この場合においては、高年齢者の雇用の安定及び円滑なキャリア形成を図るとともに、企業における人事管理の効率性を確保する観点も踏まえつつ、就業生活の早い段階からの選択が可能となるよう勤務形態等の選択に関する制度の整備を行うこと。
- (7) 事業主が導入した高年齢者就業確保措置(定年の引上げ及び定年の定めを廃止を除く。)の利用を希望する者の割合が低い場合には、労働者のニーズや意識を分析し、制度の見直しを検討すること。

## ■働く高齢者の安全と健康確保のための安全衛生管理セミナーのご案内

(株)労働調査会が厚生労働省から委託を受けて実施する事業「高年齢者安全衛生管理セミナー」をご案内させていただきます。高齢者の労働災害防止の観点から、事業主や企業の安全衛生担当者に労働災

害防止対策のポイントを分かりやすく解説するセミナーで、47 都道府県で開催します。受講料は無料です。

このセミナーは、厚生労働省が本年 3 月に策定した「エイジフレンドリー・ガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」を踏まえて開催されるものです。働く高齢者の増加に伴い、60 歳以上の雇用者数が過去 10 年で約 1.5 倍になっています。こうした中、高齢者の労働災害発生率は若年層に比べて高く、なかでも、転倒、墜落・転落災害の発生率が若年者に比べて高く、また女性に顕著です。高齢者を雇用する(雇用を検討している)事業主には、企業経営における高齢労働者の労働災害防止のための対策が急務とされていますので、高齢労働者の身体機能の低下に応じた、安全・安心な職場環境改善への取り組みも重要となっています。

このセミナーは、2020 年 9 月～12 月に全国 47 都道府県で開催します。セミナーの詳細につきましては、専用 Web サイト:<https://age-friendly.chosakai.ne.jp/>をご確認ください。

【問合せ先】株式会社労働調査会(電話 03-3915-7221)

## ■高齢者雇用の総合誌『エルダー』2020 年 9 月号(2020 年 9 月 1 日発行)のご紹介

発行:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/elder/index.html>

<特集>

特集 高齢社員のワーク・ライフ・バランス

年齢が上がるにつれ、自身の体調や家族の介護などの問題により、フルタイムでの勤務がむずかしくなる一方で、自分の知識や経験を活かし、仕事のほかにも、空いた時間を活用して地域や社会に貢献できる活動に取り組む高齢者は少なくありません。高齢者は、個々の事情や志向が異なり、働き方のニーズが多様化していくため、現役世代以上に「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の重要性が大きくなるといえるでしょう。

今号の特集では、「高齢社員のワーク・ライフ・バランス」をテーマに、高齢者が働きやすい勤務制度や、仕事と同時に“ライフ”を充実させるための方策について考えてみました。

### 【総論】

人生 100 年時代のワーク・ライフ・バランス—社員の生活改革を含めた本当の働き方改革を

中央大学大学院 戦略経営研究科 教授 佐藤 博樹

### 【解説①】

定年後の就業に関する柔軟な勤務制度構築のポイント

弁護士 末 啓一郎

### 【解説②】

テレワークの始め方

社会保険労務士法人 NSR テレワーク推進室 CWO 社会保険労務士 武田かおり

### 【解説③】

Q&Aで学ぶ柔軟な勤務制度における労務管理のポイント

高山社会保険労務士事務所 所長 高山 英哲

## 【解説④】

充実した“シニアライフ”のつくり方

株式会社オフィス・リベルタス 代表取締役 大江 英樹

<短期連載>

### マンガで見る高齢者雇用(第5回)

「仕事の変化に、高齢社員が抵抗感」

<連載>

### ○リーダーズトーク(No.64)

高齢者が長く働ける環境の整備が持続可能な社会づくりの基本条件

労働政策研究・研修機構労働政策研究所所長 濱口桂一郎さんに聞く

### ○江戸から東京へ 作家 童門冬二(第94回)

隠居でなければの仕事 秋月種政

### ○高齢者の職場探訪 北から、南から(第99回)

山形県 株式会社山形包徳

### ○高齢社員の賃金戦略(第3回)

「賃金決定の基礎理論」

学習院大学 名誉教授 今野浩一郎

### ○トピック

独立行政法人労働政策研究・研修機構が「人生100年時代のキャリア形成と雇用管理の課題に関する調査」を公表

### ○知っておきたい労働法 Q&A(第28回)

休職から復職時の留意事項、社内貸付制度

### ○いまさら聞けない人事用語辞典(第4回)

「キャリア」

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

### ○日本史にみる長寿食(vol.323) 食文化史研究家 永山久夫

縄文人も食べていたサトイモ

### ○短期連載 職場でできるストレッチ体操(第2回)

身体機能の維持・向上

柔道整復師 山崎由紀也

### ○イキイキ働くための脳力アップトレーニング!(第39回)



配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍



支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

---